

中小・小規模事業者の設備投資などをサポート!

「経営力向上計画」で 「稼ぐ力」を後押しします

「経営力向上計画」とは

中小企業などが人材育成や設備投資などを通じて経営力を高めるために策定する事業計画のことで、国から認定を受けると、節税(即時償却や税額控除)などの支援策を活用できる制度です。

申請のメリット(一例)

新たな機械装置等の一定設備の導入について、いずれか支援

- ・即時償却 導入年度に全額経費として計上
- ・税額控除 設備取得額の10%を控除(法人税・所得税)

他にも「補助金申請の加点」や「金融支援」などがあります。

「経営力向上計画」を活用するには

青色申告を行う中小・小規模事業者が、国から計画の認定を受け ①指定期間内に ②一定の設備を新規取得して ③指定事業に供している場合、支援策を活用できます。

- ①指定期間 令和9年3月31日まで
- ②一定の設備 機械・ソフトウェア等 生産設備
(取得最低価格) 機械装置160万 工具・器具備品 30万
建物付属設備 60万 ソフトウェア70万
- ③指定事業 製造業・建設業・サービス業等

詳しくは、中小企業庁のサイトから▶

経営力向上計画 中小企業庁



※申請に必要な「計画書作成(A4用紙3枚程度)」は、商工会が支援いたします。

制度活用事例 (過去5年間 岡山南商工会 申請実績 35社)

- ・機械設備 ユンボ(370万)、ポンプ車(2,145万)、溶接機(1,545万)、ボール盤(1,562万)
- ・工具、器具備品 三次元測定機(5,400万)、業務用冷凍庫(409万)、ドローン(280万)
- ・ソフトウェア 生産管理システム(2,130万)、土木積算システム(178万)、3DCAD(100万)